

ストーマ装具の電子申請

(日常生活用具給付事業)

窓口に行かなくても、スマホやパソコンから申請ができます。
(今までどおり紙の申請書での申請もできます。)

【電子申請の手順】

- ① 事前に業者と購入内容について相談してください。
- ② 身体障害者手帳の「顔写真のページ」と「障害内容のページ」を撮影するか、スキャンしてください。
- ③ スマホやパソコンで申請サイトへアクセスしてください。



➤申請サイト URL : <https://logoform.jp/form/vZNt/729923>

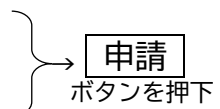
➤坂井市ホームページから

ホーム>申請・届出>オンライン手続き検索

キーワード検索：ストーマ

または

カテゴリー検索：040_社会福祉・障がい福祉



- ④ 必要事項を入力し、手帳の写真を添付して送信してください。

※1回の申請につき、最大で6か月分を申請できます。ただし、給付券は2か月分で1枚となります。また、年度で区切るため、例えば、12月分から申請する場合「12月～翌年5月の6か月分」という申請はできません。
「12月～翌年3月の4か月分」となります。

- ✓ 業者から市宛ての見積書を預かっている場合は原本を市役所へご提出ください。
- ✓ 給付券や委任状は今までどおり紙での発行になります。
- ✓ 申請後、給付決定まで2週間程度かかります。ただし、新年度分（4月分）については、新年度事業の予算が成立する市議会最終日（3月下旬）以降の給付決定となりますのでご了承ください。また、4月分の給付券は4月に入ってから使用してください。
- ✓ 令和7年4月から、給付基準額が変わる予定です。確定情報は3/24以降に市のホームページをご確認ください。

新基準額（予定）： 蓄便袋 9,460 円/月（旧： 8,858 円/月）

蓄尿袋 12,430 円/月（旧： 11,639 円/月）

■お問い合わせ

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市役所 社会福祉課

電話：0776-50-3041 FAX：0776-68-0324